

# 財団法人大牟田市水道サービス公社 寄附行為

平成14年3月29日許可  
改正 平成21年8月21日認可

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大牟田市水道サービス公社と称する。(以下「本公社」という。)

(事務所)

第2条 本公社は、主たる事務所を大牟田市有明町2丁目3番地に置く。  
2 本公社は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本公社は、大牟田市水道事業の経済的かつ効率的な事業運営に資するため必要な事業を行い、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 水道に関する知識の普及啓発に関すること。  
(2) 給水装置診断に関すること。  
(3) 小規模貯水槽水道の適正管理に関すること。  
(4) 水源地域振興に関すること。  
(5) 水道技術者等の教育訓練に関すること。  
(6) 大牟田市から委託を受けて行う料金等の収納業務、水道施設等の維持管理業務その他上下水道事業に関すること。  
(7) 水道法第34条の2第2項に基づく簡易専用水道の検査に関すること。  
(8) その他本公社の目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本公社の財産は、次に掲げるものをもって構成する。  
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産  
(2) 寄付金品  
(3) 財産から生じる収入  
(4) 事業に伴う収入  
(5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本公社の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本社の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本社の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本社の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本社の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、福岡県知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本社の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に福岡県知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会社が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議

員会の同意を経、かつ、福岡県知事に届け出なければならない。

(特別会計)

第14条 本社は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区別して整理するものとする。

(会計年度)

第15条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本会社に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選によりこれを定める。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本会社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して、業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会社の業務を議決し、執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は福岡県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会の招集を請求し、若しくは理事会又は評議員会を招集すること。

(任期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本会社の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第18条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会社に評議員6人以上10人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第19条、第20条及び第21条の規定を準用する。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は理事長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのはそれぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解散)

第34条 本社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第1項から第3項までの規定により解散する。

2 本社は、平成22年3月31日をもって解散する。

3 本社の代表清算人の選任については、清算人の互選とする。

### (残余財産の処分)

第35条 本会社が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、福岡県知事の許可を得て、本会社と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第7章 事務局

### (設置等)

第36条 本社の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

( 7 ) その他必要な帳簿及び書類

## 第 8 章 補則

( 委任 )

第 3 8 条 この寄附行為に定めるもののほか、本公社の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本公社の設立許可があった日から施行する。
- 2 本公社の設立当初の役員は、第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず平成 1 6 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本公社の設立初年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 4 本公社の設立初年度の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 1 5 年 3 月 3 1 日までとする。

附 則 ( 平成 2 1 年 8 月 2 1 日認可 )

この寄附行為は、福岡県知事の認可があった日から施行する。

## 役員名簿

### (1) 役員

役職名	氏名	職業
理事長	前田 徹哉	常勤
副理事長	中園 和彦	大牟田市企業局調整監
理事	金子 福久美	ユネスコがんばろい大牟田の会会長
理事	坂口 一	大牟田市管工事協同組合理事長
理事	杉野 有美子	大牟田手話の会「ありあけ」会長
理事	永野 拓詞	前誠修高等学校学校長
理事	山崎 健二	大牟田市企業労働組合執行委員長
監事	緒方 孝義	緒方税理士事務所会長 元九州北部税理士会大牟田支部長
監事	嶋本 真朱美	大牟田市企業局総務課経理担当主査

(平成21年3月31日現在)

### (2) 評議員

職名	氏名	職業
評議員	奥村 橋倫	大牟田市企業労働組合副執行委員長
評議員	川口 浩之	大牟田市管工事協同組合副理事長
評議員	河村 郁子	社団法人茶道裏千家淡交会大牟田支部幹事
評議員	倉岡 宇正	前大牟田高等学校学校長
評議員	大道 敬子	駛馬地区アンビシャス広場委員会委員
評議員	西川 正博	大牟田市企業局水質管理課長
評議員	西村 ハラ子	前大牟田市手鎌校区民生委員・児童委員

(平成21年3月31日現在)

# 平成20年度事業報告

## (1) 平成20年度事業計画

	事業	事業内容	事業量
公 社 独 自 事 業	給水装置診断事業	・独居老人・高齢者住宅等を中心にした市民福祉事業	実施対象（65才以上の単身又は夫婦のみの世帯） 12,500件
	小規模貯水槽水道の適正管理事業	・現在簡易専用水道の適用除外となっている10㎡以下の貯水槽水道の検査業務	企業局が実施する貯水槽水道の検査業務に従事する
	水道に関する知識の普及啓発事業	・水道週間等諸行事への参画	6件
	水源地域振興事業	・水源地域振興事業への参画	
	簡易専用水道の検査事業	・水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の定期検査業務	企業局が実施する簡易専用水道の検査業務に従事する
大 牟 田 市 か ら の 受 託 事 業	水道料金等収納事業	・受付業務 ・水道メータの検針、調査等 ・水道料金等の未納整理 ・水道料金等の調定補助及び収納	検針見込件数 630,000件
	給水装置開閉栓事業	・水道の使用開始、廃止に合わせた元栓の開閉及び料金等収納業務	7,000件
	検定満期メータ維持管理事業	・検定満期メータの維持管理	取替・取外し見込件数 6,000件
	日直事業	・水道に関する休日等の受付業務	
	常直事業	・水道に関する夜間の受付業務	
	残留塩素測定事業	・市内全域に設けた測定地点の消毒の効果確認、濁り・色の測定業務	6,500件
	水道技術者等の教育訓練事業	・技術者の教育訓練	

## (2) 受託事業の実績

大牟田市との契約に基づき、次のとおり業務を受託し、その適正かつ効率的な実施に努めた。

### ①水道料金等収納事業

水道メータの検針、調査等並びに水道料金等の未納整理、調定補助、収納及び受付に関する業務を行った。

#### ア 検針リーダー

- ・検針票の再配布・郵送…………… 4 3 7 件
- ・異常水量確認…………… 3, 7 8 1 件
- ・無届使用の現地調査…………… 3 7 6 件
- ・無届退去の現地調査…………… 4 8 件
- ・親子メータの差水量調査…………… 1, 1 2 9 件
- ・メータ関係調査…………… 9 6 件
- ・苦情処理…………… 1 2 件

(年間総数)

#### イ 水道メータ検針

(単位:件)

月	三池炭鉱専用水道から市水への切替件数	既存市水給水件数	検 針 件 数
4	2	5 1, 7 1 9	5 1, 7 2 1
5	5 4	5 1, 7 8 5	5 1, 8 3 9
6		5 1, 8 2 4	5 1, 8 2 4
7	4 2	5 1, 8 0 0	5 1, 8 4 2
8	4 5	5 1, 8 7 1	5 1, 9 1 6
9	4	5 1, 9 7 5	5 1, 9 7 9
1 0	2 0	5 2, 1 7 2	5 2, 1 9 2
1 1		5 2, 1 9 4	5 2, 1 9 4
1 2		5 2, 1 7 0	5 2, 1 7 0

月	三池炭鉱専用水道から市水への切替件数	既存市水給水件数	検針件数
1	8	52,195	52,203
2		52,257	52,257
3	43	52,272	52,315
合計	218	624,234	624,452

ウ 滞納整理

月	3ヶ月滞納者 (件)	催告状 (枚)	停水予告書 (枚)	停水処分 (件)	収納件数 (件)	督促件数 (件)
4	949	913	459	46	275	1,927
5	947	863	413	30	330	2,238
6	992	927	426	54	227	1,922
7	929	896	398	53	340	2,535
8	931	872	366	54	309	2,123
9	875	788	394	59	229	1,648
10	1,025	949	458	47	255	2,029
11	1,035	932	444	61	202	1,737
12	1,040	924	624	45	292	2,386
1	966	838	409	48	226	1,705
2	1,028	970	493	51	237	1,981
3	1,127	962	504	55	237	1,898
合計	11,844	10,834	5,388	603	3,159	24,129

②給水装置開閉栓事業

水道の使用開始及び廃止に合わせた止水栓の開閉に関する業務を行った。

(単位：件)

月	開 栓	閉 栓	メー タ撤去	収 納 件 数
4	376	439	20	1
5	261	328	20	7
6	206	301	16	6
7	221	320	14	2
8	209	275	20	6
9	246	327	15	8
10	321	397	38	5
11	190	330	19	0
12	229	307	14	0
1	161	292	25	4
2	208	302	18	2
3	365	498	16	8
合計	2,993	4,116	235	49

(新設開栓は除く)

③検定満期メータ維持管理事業

検定期限が満期を迎えた水道メータについて、取替え、取外し等の維持管理業務を行った。

(単位：個)

月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	計
4	235	329	46	5	10	625
5	219	371	48	1	15	654
6	226	340	41	8	1	616
7	225	355	33	0	0	613
8	223	378	36	0	0	637

月	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	計
9	226	321	0	0	0	547
10	227	359	0	0	9	595
11	232	365	0	0	5	602
12	215	310	0	7	1	533
1	206	282	19	7	0	514
2	202	306	18	0	0	526
3	1	—	—	—	—	1
合計	2,437	3,716	241	28	41	6,463

#### ④日直・常直事業

水道に関する夜間及び休日等の受付、並びに庁内巡回等の業務を行った。

(単位：件)

月	料金関係	工事・修理関係	その他	庁内巡回他
4	332	33	3	207
5	272	33	3	208
6	282	30	7	209
7	253	27	3	221
8	276	31	7	218
9	251	22	2	210
10	293	14	0	217
11	317	61	8	205
12	368	26	7	210
1	290	21	3	212
2	322	20	10	198
3	392	36	1	220
合計	3,648	354	54	2,535

⑤残留塩素測定事業

市内全域の17測定地点18箇所において、水道水中の残留塩素濃度の測定に関する業務を行った。

(単位：件)

月	測定件数
4	510
5	529
6	510
7	529
8	528
9	509
10	528
11	511
12	526
1	528
2	475
3	528
合計	6,211

⑥水道技術者等の教育訓練事業

配水管工事業者及び水道事業者の水道技術者を対象に(社)日本水道協会が主催し、福岡市水道技術研修所において開催された「配水管工技能講習会Ⅰ」の受講案内を行った。

案内書送付業者数……………64業者  
 申込件数……………1件

### (3) 独自事業の実績

公益法人の設立目的である「営利を目的とせず、住民福祉の向上を図る」ため次の事業を行った。

#### ①給水装置診断事業

高齢化社会の支援事業として、独居老人・高齢者住宅を中心に宅地内の給水装置を定めた点検項目に従い、巡回診断する事業を関係各課と連携を取り、大牟田市民生委員・児童委員協議会の全面的な協力を得て、実施した。

- ☆ 実施期間……………平成20年12月～平成21年2月  
65歳以上の単身・夫婦世帯を対象に実施した。  
※今年度は65歳以下の体の不自由な方(世帯)も対象とした。
- 同行民生委員数……………36人
- 診断実施件数……………214件
- パッキン交換、調整等行った数……………175箇所(101世帯)
- 上水道工務課へ修理を依頼した件数……………10件

#### ②小規模貯水槽水道の適正管理事業

簡易専用水道の適用除外となっている容量10立方メートル以下の貯水槽水道について、企業局が実施する貯水槽水道の検査業務に従事した。

- ☆ 実施期間……………平成20年10月
- ☆ 市内検査対象施設697件のうち、新規施設、過去3年間の検査受検施設88件に、貯水槽水道の検査案内を送付した。
- ☆ 企業局が実施した貯水槽水道検査に使用する車両(1台)を当公社が準備し、小規模貯水槽水道27件の検査補助業務を行った。

#### ③水道に関する知識の普及啓発事業

大牟田市企業局主催の水道週間等の諸行事へ参画し、水道に関する知識の普及啓発に努めた。

#### ア 標語・図案募集

水道に関する標語・図案を広報紙等で広く募集し、選考のうえ、企業局庁舎への掲示や広報紙等に掲載を行い、水道事業への理解と協力を求め、節水等の有効利用に対する普及啓発を行った。

- ☆ 「広報おおむた」 5月15日号に標語・図案募集記事掲載

標語応募数 一般 115点 小学生 237点 合計352点  
 図案応募数 一般 127点 小学生 61点 合計188点

なお、理事長賞の受賞者は以下のとおり

区 分		受賞者名	備 考
標語	小学生の部	西山 恋	平原小学校 4年
	一般の部	元嶋 一也	白光中学校 2年
図案	小学生の部	渡邊 佑菜	駛馬南小学校 4年
	一般の部	堺 志穂	田隈中学校 2年

#### イ 施設見学

市内の小学4年生を対象に、福岡県南広域水道企業団・清里総合ポンプ場の各施設を「学習の場」として有効活用し、水道事業の理解と協力を求め、水の有効利用に関する普及・啓発を行った。

- ☆ 実施期間……………平成20年5月8日～6月13日  
 市内小学校5校が清里総合ポンプ場を見学した。  
 市内小学校4校が県南広域企業団を見学した。  
 当公社より2名が従事した。

#### ウ よみがえる水と緑の環境フェア（上下水道街頭キャンペーン）

水道機材・水道パネル展示等の啓発活動や街頭相談を実施し、水道知識の普及を図った。

- ☆ 実施日……………平成20年10月19日
- ☆ 場 所……………ゆめタウン大牟田店  
 クイズ回答者 484名 アンケート記入者 484名  
 当公社から2名が従事し、公社業務紹介パネルの展示を行った。

#### エ 蛍探偵団

市内で蛍を発見した通報者を「蛍探偵団員」に登録することで、市民の水への関心と理解を深め、水辺環境保全の啓発を行った。

- ☆ 通報件数 16件 新団員 11名 総団員数 395名  
 （平成20年度末現在）  
 日直、常直者による時間外の蛍発見通報者の受付をした。

#### オ 生物教室

川の中にすむ水生生物や周辺の生物を調べることで、生き物と川の水質との関係を学ぶことを目的とした、関川・諏訪川流域会議（大牟田市、荒尾市、南関町）主催の生物教室に参加・協力した。

- ☆ 実施日……………平成20年8月8日
- ☆ 場 所……………荒尾市上井手（岩本橋）
- ☆ 参加者……………児童（2市1町）41名  
当公社から1名が従事した。

#### カ ダム見学会

ダムを親子で見学することで、水道に関心を持ってもらい、水源河川や水辺環境など、水に対する意識の向上や理解を深めるための啓発を行った。

- ☆ 実施日……………平成20年8月3日
- ☆ 場 所……………寺内ダム・大山ダム
- ☆ 参加者……………38名  
(スタッフ含む)

#### ④水源地域振興事業

今年度も菊池川源流域において玉名平野土地改良区が主催する「水源涵養林保全事業」に、企業局とともに参加した。

#### ア 下草刈

- ☆ 実施日……………平成20年10月3日
- ☆ 場所……………熊本県菊池郡大津町矢護川地区
- ☆ 内容……………植林前の草刈  
当公社から4名が従事した。

#### イ 植樹

- ☆ 実施日……………平成20年11月28日
- ☆ 場所……………熊本県菊池郡大津町矢護川地区
- ☆ 植樹苗木……………くぬぎ・もみじ等  
当公社から6名が従事した。

③及び④は、水行政啓発推進委員会との共催で行った。

⑤簡易専用水道の検査事業

企業局が水道法第34条の2第2項の規定に基づき実施した簡易専用水道の定期検査業務に従事した。

☆ 実施期間……………平成20年10月～11月

☆ 当会社から、車両（2台）を準備し、市内検査対象施設121件のうち119件（現地検査110件、ビル管理法に基づく書類検査9件）について、検査補助業務に従事した。

# 貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>資産の部</b>			
1 流動資産			
普通預金	13,836,059	30,022,056	16,185,997
未収金	1,140,022	598,356	541,666
流動資産合計	14,976,081	30,620,412	15,644,331
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	200,000,000	200,000,000	0
基本財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(2) その他の固定資産	0	0	0
その他の固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	200,000,000	200,000,000	0
資産合計	214,976,081	230,620,412	15,644,331
<b>負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	14,457,028	30,070,654	15,613,626
預り金	519,053	549,758	30,705
流動負債合計	14,976,081	30,620,412	15,644,331
2 固定負債	0	0	0
固定負債合計	0	0	0
負債合計	14,976,081	30,620,412	15,644,331
<b>正味財産の部</b>			
1 指定正味財産			
定期預金	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(200,000,000)	(200,000,000)	(0)
2 一般正味財産	0	0	0
正味財産合計	200,000,000	200,000,000	0
負債及び正味財産合計	214,976,081	230,620,412	15,644,331

# 正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	801,095	600,547	200,548
1 基本財産受取利息	801,095	600,547	200,548
事業収益	154,136,680	160,010,480	5,873,800
1 水道料金等収納業務受託収益	122,321,752	127,197,374	4,875,622
2 給水装置開閉栓受託収益	7,117,469	8,519,542	1,402,073
3 検定満期メーター維持管理受託収益	10,833,884	10,529,073	304,811
4 日直常直業務受託収益	11,370,133	11,269,298	100,835
5 残留塩素測定受託収益	2,493,442	2,495,193	1,751
受取補助金	22,055,843	22,262,027	206,184
1 受取大牟田市補助金	22,055,843	22,262,027	206,184
雑収益	302,255	304,854	2,599
1 受取利息	65,862	88,333	22,471
2 雑収益	236,393	216,521	19,872
経常収益計	177,295,873	183,177,908	5,882,035
(2) 経常費用			
事業費			
1 給水装置診断事業費	2,879,328	2,928,199	48,871
2 小規模貯水槽水道の適正管理事業費	2,480,744	2,149,041	331,703
3 水道に関する知識の普及啓発事業費	9,473	8,342	1,131
4 水源地域振興事業費	68,062	67,105	957
5 簡易専用水道の検査事業費	617,472	648,655	31,183
6 水道料金等収納業務受託事業費	112,016,581	117,050,275	5,033,694
7 給水装置開閉栓受託事業費	6,459,582	8,145,752	1,686,170
8 検定満期メーター維持管理受託事業費	9,832,478	9,588,833	243,645
9 日直常直業務受託事業費	10,319,161	10,262,957	56,204
10 残留塩素測定受託事業費	2,262,966	2,272,374	9,408
11 水道技術者等の教育訓練事業費	6,665	7,611	946
管理費	30,343,361	30,048,764	294,597
経常費用計	177,295,873	183,177,908	5,882,035
当期経常増減額	0	0	0

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
<b>指定正味財産増減の部</b>			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	200,000,000	200,000,000	0
指定正味財産期末残高	200,000,000	200,000,000	0
<b>正味財産期末残高</b>	<b>200,000,000</b>	<b>200,000,000</b>	<b>0</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当なし。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
定額法によっている。
- (4) 引当金の計上基準  
該当なし。
- (5) リース取引の処理方法  
該当なし。
- (6) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 2 会計方針の変更

該当なし。

### 3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	200,000,000	0	0	200,000,000
小 計	200,000,000	0	0	200,000,000
特定資産				
小 計	0	0	0	0
合 計	200,000,000	0	0	200,000,000

### 4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定 正味財産から の充当額)	(うち一般 正味財産から の充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	200,000,000	(200,000,000)	(0)	-
小 計	200,000,000	(200,000,000)	(0)	-
特定資産				
小 計	0	(0)	(0)	0
合 計	200,000,000	(200,000,000)	(0)	0

### 5 担保に供している資産

該当なし。

### 6 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし。

### 7 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当なし。

- 8 保証債務(債務保証を主たる目的事業としている場合を除く)等の偶発債務  
該当なし。
- 9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益  
該当なし。
- 10 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
該当なし。
- 11 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
該当なし。
- 12 関連当事者との取引の内容  
該当なし。
- 13 重要な後発事象  
該当なし。
- 14 その他  
該当なし。

# 財 産 目 録

平成21年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
<b>資産の部</b>			
1 流動資産			
普通預金 福岡銀行大牟田支店	13,836,059		
未収金	1,140,022		
流動資産合計		14,976,081	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本金(定期預金) 福岡銀行大牟田支店	200,000,000		
基本財産合計	200,000,000		
(2) 特定資産			
特定資産合計	0		
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0		
固定資産合計		200,000,000	
資産合計			214,976,081
<b>負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	14,457,028		
預り金	519,053		
流動負債合計		14,976,081	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			14,976,081
正味財産			200,000,000

# 平成20年度 収 支 計 算 書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補正予算額 流用増減額	予算現額	決算額	差 異	備 考
<b>事業活動収支の部</b>						
<b>1 事業活動収入</b>						
<b>基本財産運用収入</b>	800,000	0	800,000	801,095	1,095	
1 基本財産利息収入	800,000	0	800,000	801,095	1,095	
<b>事業収入</b>	158,951,100	0	158,951,100	154,136,680	4,814,420	
1 水道料金等収納業務受託収入	125,405,700	0	125,405,700	122,321,752	3,083,948	
2 給水装置開閉栓受託収入	7,651,350	0	7,651,350	7,117,469	533,881	
3 検定満期メーター維持管理受託収入	11,316,900	0	11,316,900	10,833,884	483,016	
4 日直常直業務受託収入	11,930,100	0	11,930,100	11,370,133	559,967	
5 残留塩素測定受託収入	2,647,050	0	2,647,050	2,493,442	153,608	
<b>補助金収入</b>	21,843,000	270,000	22,113,000	22,055,843	57,157	
1 大牟田市補助金収入	21,843,000	270,000	22,113,000	22,055,843	57,157	
<b>雑収入</b>	80,000	0	80,000	302,255	222,255	
1 受取利息収入	80,000	0	80,000	65,862	14,138	
2 雑収入	0	0	0	236,393	236,393	
<b>事業活動収入計</b>	181,674,100	270,000	181,944,100	177,295,873	4,648,227	
<b>2 事業活動支出</b>						
<b>事業費支出</b>	148,914,150	0	148,914,150	146,952,512	1,961,638	
1 給水装置診断事業費支出	2,922,100	22,586	2,899,514	2,879,328	20,186	
2 小規模貯水槽水道の適正管理事業費支出	2,350,000	131,863	2,481,863	2,480,744	1,119	
3 水道に関する知識の普及啓発事業費支出	80,750	67,200	13,550	9,473	4,077	
4 水源地域振興事業費支出	72,400	0	72,400	68,062	4,338	
5 簡易専用水道の検査事業費支出	660,900	42,077	618,823	617,472	1,351	
6 水道料金等収納業務受託事業費支出	113,122,300	0	113,122,300	112,016,581	1,105,719	
7 給水装置開閉栓受託事業費支出	6,780,700	0	6,780,700	6,459,582	321,118	
8 検定満期メーター維持管理受託事業費支出	10,018,050	0	10,018,050	9,832,478	185,572	
9 日直常直業務受託事業費支出	10,531,400	0	10,531,400	10,319,161	212,239	
10 残留塩素測定受託事業費支出	2,365,100	0	2,365,100	2,262,966	102,134	
11 水道技術者等の教育訓練事業費支出	10,450	0	10,450	6,665	3,785	
<b>管理費支出</b>	30,759,950	270,000	31,029,950	30,343,361	686,589	
<b>事業活動支出計</b>	179,674,100	270,000	179,944,100	177,295,873	2,648,227	
<b>事業活動収支差額</b>	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	

(単位:円)

科 目	当 初 予 算 額	補正予算額 流用増減額	予算現額	決 算 額	差 異	備 考
<b>投資活動収支の部</b>						
<b>1 投資活動収入</b>						
投資活動収入計	0	0	0	0	0	
<b>2 投資活動支出</b>						
投資活動支出計	0	0	0	0	0	
<b>投資活動収支差額</b>	0	0	0	0	0	
<b>財務活動収支の部</b>						
<b>1 財務活動収入</b>						
財務活動収入計	0	0	0	0	0	
<b>2 財務活動支出</b>						
財務活動支出計	0	0	0	0	0	
<b>財務活動収支差額</b>	0	0	0	0	0	
<b>予備費支出</b>	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000	
<b>当期収支差額</b>	0	0	0	0	0	
<b>前期繰越収支差額</b>	0	0	0	0	0	
<b>次期繰越収支差額</b>	0	0	0	0	0	

# 平成21年度事業計画書

	事業	事業内容	事業量
公社独自事業	給水装置診断事業	・独居老人・高齢者住宅等を中心にした市民福祉事業	実施対象(65才以上の単身又は夫婦のみの世帯) 12,500件
	小規模貯水槽水道の適正管理事業	・現在簡易専用水道の適用除外となっている10m <sup>3</sup> 以下の貯水槽水道の検査業務	企業局が実施する貯水槽水道の検査業務に従事する
	水道に関する知識の普及啓発事業	・水道週間等諸行事への参画	6件
	水源地域振興事業	・水源地域振興事業への参画	
	簡易専用水道の検査事業	・水道法第34条の2第2項の規定に基づく簡易専用水道の定期検査業務	企業局が実施する簡易専用水道の検査業務に従事する
大牟田市からの受託事業	水道料金等収納事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付業務</li> <li>・水道メータの検針、調査等</li> </ul> <div style="text-align: right;">検針見込件数</div>	630,000件
	給水装置開閉栓事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金等の未納整理</li> <li>・水道料金等の調定補助及び収納</li> </ul>	
	検定満期メータ維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道の使用開始、廃止に合わせた元栓の開閉及び料金等収納業務</li> </ul>	7,000件
	日直事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検定満期メータの維持管理</li> </ul> <div style="text-align: right;">取替・取外し見込件数</div>	6,000件
	常直事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道に関する休日等の受付業務</li> </ul>	
	残留塩素測定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道に関する夜間の受付の業務</li> </ul>	
	水道技術者等の教育訓練事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全域に設けた測定地点の消毒の効果確認、濁り・色の測定業務</li> </ul>	6,500件
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の教育訓練</li> </ul>	

# 平成21年度 収支予算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	増 減	備 考
<b>事業活動収支の部</b>				
<b>1 事業活動収入</b>				
<b>基本財産運用収入</b>	800	800	0	
1 基本財産利息収入	800	800	0	
<b>事業収入</b>	164,359	158,951	5,408	
1 水道料金等収納業務受託収入	130,142	125,406	4,736	
2 給水装置開閉栓受託収入	7,854	7,651	203	
3 検定満期メーター維持管理受託収入	11,646	11,317	329	
4 日直常直業務受託収入	12,024	11,930	94	
5 残留塩素測定受託収入	2,693	2,647	46	
<b>補助金収入</b>	22,601	21,843	758	
1 大牟田市補助金	22,601	21,843	758	
<b>雑収入</b>	80	80	0	
1 受取利息	80	80	0	
2 雑収入	0	0	0	
<b>事業活動収入計</b>	187,840	181,674	6,166	
<b>2 事業活動支出</b>				
<b>事業費支出</b>	154,328	148,914	5,414	
1 給水装置診断事業費支出	3,385	2,922	463	
2 小規模貯水槽水道の適正管理事業費支出	2,803	2,350	453	
3 水道に関する知識の普及啓発事業費支出	12	81	-69	
4 水源地域振興事業費支出	78	73	5	
5 簡易専用水道の検査事業支出	648	661	-13	
6 水道料金等収納業務受託事業費支出	117,103	113,122	3,981	
7 給水装置開閉栓受託事業費支出	6,965	6,781	184	
8 検定満期メーター維持管理受託事業費支出	10,299	10,018	281	
9 日直常直業務受託事業費支出	10,618	10,531	87	
10 残留塩素測定受託事業費支出	2,407	2,365	42	
11 水道技術者等の教育訓練事業支出	10	10	0	
<b>管理費支出</b>	31,512	30,760	752	
<b>事業活動支出計</b>	185,840	179,674	6,166	
<b>事業活動収支差額</b>	2,000	2,000	0	

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	増 減	備 考
<b>投資活動収支の部</b>				
<b>1 投資活動収入</b>				
投資活動収入計	0	0	0	
<b>2 投資活動支出</b>				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	0	0	0	
<b>財務活動収支の部</b>				
<b>1 財務活動収入</b>				
財務活動収入計	0	0	0	
<b>2 財務活動支出</b>				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
<b>予備費支出</b>	2,000	2,000	0	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	